

○神戸親和大学全学内部質保証推進会議評価専門部会内規

令和5年5月12日

制定

(目的)

第1条 神戸親和大学全学内部質保証推進会議規程第8条第3項の規定に基づき、全学内部質保証推進会議（以下、「内部質保証会議」という。）のもとに、評価専門部会を置く。

(専門部会)

第2条 評価専門部会は次のとおり設置する。

- (1) 高等教育評価専門部会
- (2) 教育研究・教員組織評価専門部会
- (3) 教育課程評価専門部会
- (4) 学生募集評価専門部会
- (5) 学生支援評価専門部会
- (6) 教育研究環境評価専門部会
- (7) 社会連携評価専門部会
- (8) 管理運営評価専門部会
- (9) 財務評価専門部会

(組織)

第3条 各専門部会の組織は内部質保証会議が別に定める。

(役割)

第4条 各評価専門部会は、担当する大学評価基準について、自己点検・評価報告書を作成する。

(その他)

第5条 この内規に定めるもののほか評価専門部会に関して必要な事項は、内部質保証会議が定める。

附 則

この内規は令和5年5月12日から施行する。